

沖縄振興特別推進交付金基金管理運営要領

	平成24年12月18日	府政沖第421号
改正	平成25年12月20日	府政沖第417号
改正	平成26年11月17日	府政沖第417号
改正	平成27年5月29日	府政沖第202号
改正	平成28年3月28日	府政沖第135号
改正	令和元年5月1日	府政沖第135号
改正	令和元年6月28日	府政沖第39号
改正	令和2年3月31日	府政沖第102号
改正	令和2年12月25日	府政沖第297号
改正	令和4年3月31日	府政沖第139号

第1 通則

沖縄振興特別推進交付金により、沖縄県又は沖縄県内の市町村に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行われる事業については、沖縄振興特別推進交付金交付要綱（平成24年4月19日付け府政沖第149号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 基金事業

（1）基金の設置

基金は、沖縄県又は沖縄県内の市町村がこれを設置するものとする。

（2）基金の経理

基金の経理については、沖縄振興特別推進交付金に係る事業部分とそれ以外の部分を区分して行うこととする。

（3）基金の設置方法

基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。

- ア 基金の設置目的
- イ 基金の管理
- ウ 運用益の処理
- エ 基金の処分

（4）基本的事項の公表

沖縄県知事（以下「知事」という。）は、基金が設置されたときは、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業等の概要その他基金事業等に係

る運営及び管理に関する基本的事項について、別紙様式1により、速やかにインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(5) 基金事業の対象事業

基金の対象事業は、別添に掲げる事業とする。

(6) 運用益の処分

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に編入するものとする。

(7) 基金処分の制限

基金（上記（6）により編入した運用益を含む。）は、対象事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。

(8) 基金事業の中止又は廃止

知事は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けなければならない。

(9) 条例改正等の届出

知事は、基金の設置、管理及び処分を定めた条例等を制定及び改正したときは、速やかに大臣に報告しなければならない。

(10) 事業実施報告等

ア 知事は、毎年度基金事業に係る決算終了後速やかに、別紙様式2により事業実施状況報告書を大臣に提出しなければならない。

イ 大臣は、基金の管理及び基金運用益等の使用に関し、必要に応じ、関係書類の提出を求めることができる。

(11) 事業の終了

知事は、基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を大臣に報告し、その指示を受け、解散するときには有する基金の残余额のうち沖縄振興特別推進交付金相当額を国庫に返還しなければならない。

(別添)

1 沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業

(1) 目的

駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため、特定駐留軍用地等内の土地を取得し、公有地の拡大を図る。

(2) 項目・事業内容・対象経費

項目	事業内容	対象経費
1. 土地取得事業	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成7年法律第102号。以下「跡地利用特措法」という。）に基づき特定駐留軍用地等内の土地を取得する事業	左記事業に要する経費及び事業の目的を達成するために必要な事務費
2. 土地取得に係る広報事業	跡地利用特措法に基づく特定駐留軍用地等内の土地取得を実施するにあたり、地権者等に対する説明会の開催などの広報活動を行う事業	

(3) 実施期限

基金事業の実施期限は、令和13年度末までとする。

2 宜野湾市基地返還跡地転用推進基金事業

(1) 目的

駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため、特定駐留軍用地等内の土地を取得し、公有地の拡大を図る。

(2) 項目・事業内容・対象経費

項目	事業内容	対象経費
1. 土地取得事業	跡地利用特措法に基づき特定駐留軍用地等内の土地を取得する事業	左記事業に要する経費及び事業の目的を達成するために必要な事務費
2. 土地取得に係る広報事業	跡地利用特措法に基づく特定駐留軍用地等内の土地取得を実施するにあたり、地権者等に対する説明会の開催などの広報活動を行う事業	

(3) 実施期限

基金事業の実施期限は、令和13年度末までとする。

3 浦添市未買収道路用地取得事業

(1) 目的

公共用に供している未買収道路用地を取得し、市道の適正な管理を図る。

(2) 項目・事業内容・対象経費

項目	事業内容	対象経費
1. 用地費	未買収道路用地を取得するために要する土地買収費	左記事業に要する経費及び事業の目的を達成するために必要な事務費
2. 測量費	未買収道路用地を取得するため、分筆登記にともなう調査・測量、地籍測量図作成等に要する費用	
3. 不動産鑑定料	未買収道路用地の土地の価格を算定するために要する費用	

(3) 実施期限

基金事業の実施期限は、令和13年度末までとする。

4 沖縄市特定駐留軍用地等内土地取得事業

(1) 目的

駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため、特定駐留軍用地等内の土地を取得し、公有地の拡大を図る。

(2) 項目・事業内容・対象経費

項目	事業内容	対象経費
1. 土地取得事業	跡地利用特措法に基づき特定駐留軍用地等内の土地を取得する事業	左記事業に要する経費及び事業の目的を達成するために必要な事務費
2. 土地取得に係る広報事業	跡地利用特措法に基づく特定駐留軍用地等内の土地取得を実施するにあたり、地権者等に対する説明会の開催などの広報活動を行う事業	

(3) 実施期限

基金事業の実施期限は、令和13年度末までとする。

5 北谷町特定駐留軍用地等内土地取得事業

(1) 目的

駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため、特定駐留軍用地等内の土地を取得し、公有地の拡大を図る。

(2) 項目・事業内容・対象経費

項目	事業内容	対象経費
1. 土地取得事業	跡地利用特措法に基づき特定駐留軍用地等内の土地を取得する事業	左記事業に要する経費及び事業の目的を達成するために必要な事務費
2. 土地取得に係る広報事業	跡地利用特措法に基づく特定駐留軍用地等内の土地取得を実施するにあたり、地権者等に対する説明会の開催などの広報活動を行う事業	

(3) 実施期限

基金事業の実施期限は、令和13年度末までとする。

6 北中城村特定駐留軍用地等内土地取得事業

(1) 目的

駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため、特定駐留軍用地等内の土地を取得し、公有地の拡大を図る。

(2) 項目・事業内容・対象経費

項目	事業内容	対象経費
1. 土地取得事業	跡地利用特措法に基づき特定駐留軍用地等内の土地を取得する事業	左記事業に要する経費及び事業の目的を達成するために必要な事務費
2. 土地取得に係る広報事業	跡地利用特措法に基づく特定駐留軍用地等内の土地取得を実施するにあたり、地権者等に対する説明会の開催などの広報活動を行う事業	

(3) 実施期限

基金事業の実施期限は、令和13年度末までとする。

7 浦添市特定駐留軍用地等内土地取得事業

(1) 目的

駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため、特定駐留軍用地等内の土地を取得し、公有地の拡大を図る。

(2) 項目・事業内容・対象経費

項目	事業内容	対象経費
1. 土地取得事業	跡地利用特措法に基づき特定駐留軍用地等内の土地を取得する事業	左記事業に要する経費及び事業の
2. 土地取得に係る 広報事業	跡地利用特措法に基づく特定駐留軍用地等内の土地取得を実施するにあたり、地権者等に対する説明会の開催などの広報活動を行う事業	目的を達成するために必要な事務費

(3) 実施期限

基金事業の実施期限は、令和13年度末までとする。

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令255号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(内閣府所管)

単位：千円

基金の名称		
基金設置自治体名		
基金の額	今回積み増し額	千円
	積み増し完了時における残高	千円
(うち国費相当額)	今回積み増し額	千円
	積み増し完了時における残高	千円
今回積み増しをした年月日		
基金事業等の概要		
基金事業等を終了する時期		
基金事業等の目標		

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣宛

沖縄県知事

平成・令和 年度 ○○事業実施状況報告書

1 基金保管実績

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A - B)
	円 (うち国費相当額 円)	円	円 (うち国費相当額 円)
合計額	円 (うち国費相当額 円)	円	円 (うち国費相当額 円)

2 基金運用実績

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額	円	円

※ 基金の保有形態別に、収入の種別により記載するほか、内訳を添付すること。

3 ○○基金事業に係る経費

事業区分	支出済額	支出内訳
	円	
合計額	円	

4 保有割合

	金額及び割合	算定根拠
今後の収入見込み	円	
今後の支出見込み	円	
保有割合		

(直近年度末事業費の基金額 ÷事業が完了するまでに必要 となる事業費及び管理費)		
--	--	--

5 基金事業の目標に対する達成度

取得目標	取得実績	目標に対する達成度
㎡	㎡	%

6 添付資料

(1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書抄本

(2) その他参考となる資料

※ 地方自治法第 241 条第 5 項の規定に基づく基金の運用状況書を議会に提出した
場合には、議会提出後速やかに参考に送付すること

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。